

意見募集を実施した際の省令案からの変更点

【案文】「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用に基づく低炭素水素等供給事業計画の認定等に関する省令（案）」に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	<p>第二条第二項第二号</p> <p>二 申請者の直近の三事業年度の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）</p>	<p>二 申請者の直近の三事業年度の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合に<u>あつては</u>、これらに準ずるもの）</p>	技術的修正
2	<p>第二条第二項第三号ロ</p> <p>ロ 当該者の直近の三事業年度の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）</p>	<p>ロ 当該者の直近の三事業年度の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合に<u>あつては</u>、これらに準ずるもの）</p>	〃
3	<p>第二条第二項第四号</p> <p>四 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第 号）第二条第二号又は第三号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合に<u>あつては</u>、同令第三条第三項第四号イの合意又は同条第四項第二号の規定により読み替えられた同条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類</p>	<p>四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類</p> <p>イ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第 号）第二条第二号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合 同令第三条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類</p> <p>ロ 同令第二条第三号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合 同令第三条第四項第二号の規定により読み替えられた同条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類</p>	〃
4	<p>第二条第三項</p> <p>3 第一項の場合において、法第十一条第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第三条の四第一項各号に</p>	<p>3 第一項の場合において、法第十一条第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第三条の四第一項各号に掲げる書類（技術基準対象</p>	〃

	掲げる書類（技術基準対象施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準対象施設をいう。次項の表において同じ。）の建設又は改良を行わない場合にあつては同令第三条の四第一項第四号に掲げる書類に限る。第四条第三項において同じ。） <u>（前項各号に掲げる書類を除く。）</u> を添付しなければならない。	施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準対象施設をいう。次項の表において同じ。）の建設又は改良を行わない場合にあつては、 <u>同令第三条の四第一項第四号に掲げる書類に限る。第四条第三項において同じ。）</u> を添付しなければならない。	
5	第二条第四項 柱書 法第十一条第二項規定	法第十一条第二項の規定	〃
6	第二条第四項 表中 「書類」	表中のインデントずれを修正 表の下の罫線の位置を修正（1文字目と2文字目の間に）。	〃
7	第二条第四項 表 1つめの項の下欄 港湾法施行規則第五条第二項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあつては、 <u>同令第五条第二項第二号</u> から第四号まで及び同条第三項各号。以下この表及び第四条第四項の表において同じ。）に掲げる書類	港湾法施行規則第五条第二項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあつては、 <u>同項第二号</u> から第四号まで及び同条第三項各号。以下この表及び第四条第四項の表において同じ。）に掲げる書類	〃
8	第四条第一項 第四条 法第八条第一項本文の規定により認定供給等事業計画の変更の認定を受けようとする <u>認定供給等事業者</u> （第六項及び第七項において「変更申請者」という。）は、様式第六による申請書を主務大臣に提出しなければならない。	第四条 法第八条第一項本文の規定により認定供給等事業計画の変更の認定を受けようとする者（第六項及び第七項において「変更申請者」という。）は、様式第六による申請書を主務大臣に提出しなければならない。	〃
9	第四条第三項 3 第一項の場合において、法第十一条第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、港湾法施行規則第三条の四第一項各号に掲げる書類（ <u>前項各号に掲げる書類を除く。</u> ）のうち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。	3 第一項の場合において、法第十一条第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、港湾法施行規則第三条の四第一項各号に掲げる書類のうち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。	〃
10	第四条第四項 表 2つめの項の下欄	港湾法施行規則第五条第二項各号に掲げる書類のうち <u>認定供給等事業計画</u> の変更に伴いその内容が変更されるもの	〃

	港湾法施行規則第五条第二項各号に掲げる書類のうち <u>低炭素水素等供給等事業計画</u> の変更に伴いその内容が変更されるもの										
11	様式第1 1 注釈 (注) 申請者又は法第7条第3項に規定する者が <u>複数</u> の場合にあつては、代表申請者を明確にした上で、欄を追加して事業者ごとに記載すること。	(注) 申請者又は法第7条第3項に規定する者が <u>2以上</u> の場合にあつては、代表申請者を明確にした上で、欄を追加して事業者ごとに記載すること。	//								
12	様式第1 2 (2) 注釈 (注) 「合成メタン」とは、施行規則第2条第3号に規定する <u>気体</u> をいう。以下同じ。	(注) 「合成メタン」とは、施行規則第2条第3号に規定する <u>メタン</u> をいう。以下同じ。	//								
13	様式第1 2 (2) 注釈 (注) ①は「水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項(令和6年経済産業省告示第 号。以下「判断基準」という。)」において定める算定方法に従うこと。	(注) ①は「水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項(令和6年経済産業省告示第 号。以下「判断基準」という。)」において定める算定方法に従うこと。	//								
14	様式第1 3 注釈 (注) 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針(令和6年経済産業省・国土交通省告示第 号)において定められている低炭素水素等の供給及び利用の促進の <u>意義及び基本的な方向</u> を踏まえ、低炭素水素等供給等事業計画を通して達成しようとする、低炭素水素等の供給及び利用を促進するために必要な供給量・利用量、構成されるサプライチェーンの絵姿等の目標を記載すること。	(注) 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針(令和6年経済産業省・国土交通省告示第 号)において定められている低炭素水素等の供給及び利用の促進の <u>意義並びに基本的な方向及び目標</u> を踏まえ、低炭素水素等供給等事業を通して達成しようとする、低炭素水素等の供給及び利用を促進するために必要な供給量・利用量、構成されるサプライチェーンの絵姿等の目標を記載すること。	//								
15	様式第1 4 (1) (イ) <table border="1" data-bbox="167 1731 805 1971"> <tr> <td colspan="2">水素等の種類：<input type="checkbox"/>水素 <input type="checkbox"/>アンモニア <input type="checkbox"/>合成燃料 <input type="checkbox"/>合成メタン</td> </tr> <tr> <td>供給の方法 (供給媒体)</td> <td><input type="checkbox"/>国内で製造(都道府県：<input type="text"/>) <input type="checkbox"/>輸入(国：<input type="text"/>)</td> </tr> </table>	水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン		供給の方法 (供給媒体)	<input type="checkbox"/> 国内で製造(都道府県： <input type="text"/>) <input type="checkbox"/> 輸入(国： <input type="text"/>)	<table border="1" data-bbox="829 1731 1420 1971"> <tr> <td colspan="2">水素等の種類：<input type="checkbox"/>水素 <input type="checkbox"/>アンモニア <input type="checkbox"/>合成燃料 <input type="checkbox"/>合成メタン</td> </tr> <tr> <td>供給の方法 (供給媒体)</td> <td><input type="checkbox"/>国内で製造(都道府県：<input type="text"/>) <input type="checkbox"/>輸入(国：<input type="text"/>)</td> </tr> </table>	水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン		供給の方法 (供給媒体)	<input type="checkbox"/> 国内で製造(都道府県： <input type="text"/>) <input type="checkbox"/> 輸入(国： <input type="text"/>)	//
水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン											
供給の方法 (供給媒体)	<input type="checkbox"/> 国内で製造(都道府県： <input type="text"/>) <input type="checkbox"/> 輸入(国： <input type="text"/>)										
水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン											
供給の方法 (供給媒体)	<input type="checkbox"/> 国内で製造(都道府県： <input type="text"/>) <input type="checkbox"/> 輸入(国： <input type="text"/>)										

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(供給媒体：)</td> </tr> <tr> <td>供給量</td> <td>t / 年(日本への供給量)</td> </tr> </table> <p>(注) 2以上の種類の低炭素水素等の供給を行う場合にあつては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。</p> <p>(新設)</p>		(供給媒体：)	供給量	t / 年(日本への供給量)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(供給媒体：)</td> </tr> <tr> <td>供給量</td> <td>t / 年(日本への供給量)</td> </tr> <tr> <td><u>貯蔵又は輸送の方法</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>貯蔵又は輸送の量</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 2以上の種類の低炭素水素等の供給又はこれに伴う低炭素水素等の貯蔵若しくは輸送を行う場合にあつては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。</p> <p><u>(注)「貯蔵又は輸送の方法」及び「貯蔵又は輸送の量」の欄は、低炭素水素等の供給に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあつては、記載する必要はない。</u></p>		(供給媒体：)	供給量	t / 年(日本への供給量)	<u>貯蔵又は輸送の方法</u>		<u>貯蔵又は輸送の量</u>															
	(供給媒体：)																											
供給量	t / 年(日本への供給量)																											
	(供給媒体：)																											
供給量	t / 年(日本への供給量)																											
<u>貯蔵又は輸送の方法</u>																												
<u>貯蔵又は輸送の量</u>																												
16	様式第1 4 (2) (イ)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">水素等の種類：<input type="checkbox"/>水素 <input type="checkbox"/>アンモニア <input type="checkbox"/>合成燃料 <input type="checkbox"/>合成メタン</td> </tr> <tr> <td>低炭素水素等利用事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td><input type="checkbox"/>燃料 <input type="checkbox"/>原料</td> </tr> <tr> <td>利用量</td> <td>t / 年</td> </tr> </table> <p>(注) 2以上の種類の低炭素水素等の利用を行う場合にあつては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。</p> <p>(新設)</p>	水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン		低炭素水素等利用事業者		利用方法		用途	<input type="checkbox"/> 燃料 <input type="checkbox"/> 原料	利用量	t / 年	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">水素等の種類：<input type="checkbox"/>水素 <input type="checkbox"/>アンモニア <input type="checkbox"/>合成燃料 <input type="checkbox"/>合成メタン</td> </tr> <tr> <td>低炭素水素等利用事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>貯蔵又は輸送の方法</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>貯蔵又は輸送の量</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td><input type="checkbox"/>燃料 <input type="checkbox"/>原料</td> </tr> <tr> <td>利用量料</td> <td>t / 年</td> </tr> </table> <p>(注) 2以上の種類の低炭素水素等の利用又はこれに伴う低炭素水素等の貯蔵若しくは輸送を行う場合にあつては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。</p> <p><u>(注)「貯蔵又は輸送の方法」及び「貯蔵又は輸送の量」の欄は、低炭素水素等の利用に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあつては、記載する必要はない。</u></p>	水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン		低炭素水素等利用事業者		<u>貯蔵又は輸送の方法</u>		<u>貯蔵又は輸送の量</u>		利用の方法		用途	<input type="checkbox"/> 燃料 <input type="checkbox"/> 原料	利用量料	t / 年	〃
水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン																												
低炭素水素等利用事業者																												
利用方法																												
用途	<input type="checkbox"/> 燃料 <input type="checkbox"/> 原料																											
利用量	t / 年																											
水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン																												
低炭素水素等利用事業者																												
<u>貯蔵又は輸送の方法</u>																												
<u>貯蔵又は輸送の量</u>																												
利用の方法																												
用途	<input type="checkbox"/> 燃料 <input type="checkbox"/> 原料																											
利用量料	t / 年																											
17	様式第1 4 (3) (イ)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">水素等の種類：<input type="checkbox"/>水素 <input type="checkbox"/>アンモニア <input type="checkbox"/>合成燃料 <input type="checkbox"/>合成メタン</td> </tr> </table>	水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">水素等の種類：<input type="checkbox"/>水素 <input type="checkbox"/>アンモニア <input type="checkbox"/>合成燃料 <input type="checkbox"/>合成メタン</td> </tr> </table>	水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン		〃																				
水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン																												
水素等の種類： <input type="checkbox"/> 水素 <input type="checkbox"/> アンモニア <input type="checkbox"/> 合成燃料 <input type="checkbox"/> 合成メタン																												

	<table border="1"> <tr> <td>貯蔵等の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯蔵等の量</td> <td></td> </tr> </table>	貯蔵等の方法		貯蔵等の量		低炭素水素等の貯蔵等を行う者																		
貯蔵等の方法																								
貯蔵等の量																								
		貯蔵等の方法																						
		貯蔵等の量																						
18	様式第1 7 (1) (1) 低炭素水素等供給事業者の実施体制	(1) 低炭素水素等供給事業の実施体制		〃																				
19	様式第1 7 (2) (2) 低炭素水素等利用事業者の実施体制	(2) 低炭素水素等利用事業の実施体制		〃																				
20	様式第1 7 (3) (3) <u>法第7条第3項に規定する者</u> の実施体制	(3) <u>低炭素水素等の貯蔵等</u> の実施体制		〃																				
	様式第1 7 (1) 注釈 (注)「1 名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が 複数 の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。	(注)「1 名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が 2以上 の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。		〃																				
21	様式第1 7 (2) 注釈 (注)「1 名称等」に記載した低炭素水素等利用事業者が 複数 の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。	(注)「1 名称等」に記載した低炭素水素等利用事業者が 2以上 の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。		〃																				
22	様式第1 7 (3) 注釈 (注)「1 名称等」に記載した法第7条第3項に規定する者が 複数 の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。	(注)「1 名称等」に記載した法第7条第3項に規定する者が 2以上 の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。		〃																				
23	様式第1 7 (4) <table border="1"> <tr> <td>S P Cの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S P C設立状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業期間中の株式保有 (出資比率変更、売却等)の方針</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S P Cの経営と業務執行の体制</td> <td></td> </tr> </table>	S P Cの名称		S P C設立状況		出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率		事業期間中の株式保有 (出資比率変更、売却等)の方針		S P Cの経営と業務執行の体制		<table border="1"> <tr> <td>S P Cの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S P Cの設立状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業期間中の株式保有 (出資比率変更、売却等)の方針</td> <td></td> </tr> <tr> <td>S P Cの経営と業務執行の体制</td> <td></td> </tr> </table>	S P Cの名称		S P Cの設立状況		出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率		事業期間中の株式保有 (出資比率変更、売却等)の方針		S P Cの経営と業務執行の体制			〃
S P Cの名称																								
S P C設立状況																								
出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率																								
事業期間中の株式保有 (出資比率変更、売却等)の方針																								
S P Cの経営と業務執行の体制																								
S P Cの名称																								
S P Cの設立状況																								
出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率																								
事業期間中の株式保有 (出資比率変更、売却等)の方針																								
S P Cの経営と業務執行の体制																								
24	様式第1 7 (4) 注釈			〃																				

	<p>(注)「SPCの経営と業務執行の体制」欄では、低炭素水素等供給等事業の実施にあたり、SPC自身で経営上の決定を行う場合については主たる役員の専門分野、経歴等、個々の業務を外部に委託することによって業務を遂行する場合にはそれらの委託先の概要等について記載すること。</p>	<p>(注)「SPCの経営と業務執行の体制」欄には、低炭素水素等供給等事業の実施にあたり、SPC自身で経営上の決定を行う場合については主たる役員の専門分野、経歴等、個々の業務を外部に委託することによって業務を遂行する場合にはそれらの委託先の概要等について記載すること。</p>	
25	<p>様式第1-8 注釈</p> <p>(注)「1 名称等」に記載した事業者に、法第32条第1項に規定する水素等供給事業者がいる場合にあつては、判断基準を踏まえ、当該事業者が低炭素水素等の供給を促進するために取り組む措置を記載すること。</p>	(削除)	〃
26	<p>様式第1-8 注釈</p> <p>(注)「1 名称等」に記載した水素等供給事業者又は低炭素水素等供給事業者が複数いる場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。</p>	<p>(注)「1 名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が2以上であつて、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。</p>	〃
27	<p>様式第1-9(1)(ロ)</p> <p>(新設)</p>	<p>(注)「1 名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が2以上であつて、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに(1)(イ)及び(ロ)を記載すること。</p>	〃
28	<p>様式第1-9(2)(ロ)</p> <p>(新設)</p>	<p>(注)「1 名称等」に記載した低炭素水素等利用事業者が2以上の場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに(2)(イ)及び(ロ)を記載すること。</p>	〃
29	<p>様式第1-9(3)(ロ)</p> <p>(新設)</p>	<p>(注)「1 名称等」に記載した法第7条第3項に規定する者が2以上の場合にあつては、欄を追加して事業者ごとに(3)(イ)及び(ロ)を記載すること。</p>	〃
30	<p>様式第1-10 注釈</p> <p>(注)(1)法第11条第1項の規定の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)第3条の4第1項各号に掲げる書類(第2条第2項各号に掲げる書類を除く。)</p>	<p>(注)(1)法第11条第1項の規定の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)第3条の4第1項各号に掲げる書類(技術基準対象施設(港湾</p>	〃

	<p>(2) 法第 11 条第 2 項の規定のうち港湾法第 38 条の 2 第 1 項の届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第 5 条第 2 項各号（技術基準対象施設（<u>港湾法第 56 条の 2 の 2 第 1 項に規定する技術基準対象施設をいう。</u>）の建設又は改良を行おうとする場合にあつては、同令第 5 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 3 項各号。（3）において同じ。）に掲げる書類</p> <p>(3) 法第 11 条第 2 項の規定のうち港湾法第 38 条の 2 第 4 項の届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第 5 条第 2 項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの</p>	<p><u>法第 56 条の 2 の 2 第 1 項に規定する技術基準対象施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良を行わない場合にあつては、同令第 3 条の 4 第 1 項第 4 号に掲げる書類に限る。）</u>（第 2 条第 2 項各号に掲げる書類を除く。）</p> <p>(2) 法第 11 条第 2 項の規定のうち港湾法第 38 条の 2 第 1 項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第 5 条第 2 項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあつては、同項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 3 項各号。（3）において同じ。）に掲げる書類</p> <p>(3) 法第 11 条第 2 項の規定のうち港湾法第 38 条の 2 第 4 項の<u>規定による</u>届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第 5 条第 2 項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの</p>	
31	<p>様式第 1 10 注釈</p> <p>(注) 高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の特例を希望する場合にあつては、認定を受けた後、別途施行規則で定める手続きを行うこと。</p>	<p>様式第 1 10 注釈</p> <p>(注) 高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の特例を希望する場合にあつては、認定を受けた後、別途施行規則で定める手続きを行うこと。</p>	"
32	<p>様式第 1 添付書類目次 3</p> <p>低炭素水素等供給等事業計画に法第 7 条第 3 項に規定する事項を含める場合にあつては、<u>同条</u>に規定する者に係る次に掲げる書類</p>	<p>低炭素水素等供給等事業計画に法第 7 条第 3 項に規定する事項を含める場合にあつては、<u>同項</u>に規定する者に係る次に掲げる書類</p>	"
33	<p>様式第 1 添付書類目次 4</p> <p>施行規則第 3 条第 3 項第 4 号イの合意又は同条第 4 項第 2 号の規定により読み替えられた同条第 3 項第 4 号イの合意がなされていることを証する書類（第 2 条第 2 号又は第 3 号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合）</p>	<p>次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める書類</p> <p>①脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第号）第二条第二号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合 同令第三条第三項</p>	"

		<p>第四号イの合意がなされていることを証する書類</p> <p>②同令第二条第三号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合 同令第三条第四項第二号の規定により読み替えられた同条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類</p>	
34	<p>様式第1 添付書類目次 8</p> <p>港湾法施行規則第3条の4第1項各号に掲げる書類（法第11条第1項の規定の適用を受けようとする場合）</p>	<p>港湾法施行規則第3条の4第1項各号 <u>（技術基準対象施設の建設又は改良を行わない場合にあつては、同項第4号）</u> に掲げる書類（法第11条第1項の規定の適用を受けようとする場合）</p>	〃
35	<p>様式第1 添付書類目次 9</p> <p>港湾法施行規則第5条第2項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあつては、同令第5条第2項第2号から第4号まで及び同条第3項各号。10において同じ。）に掲げる書類（法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第1項の届出の特例の適用を受けようとする場合）</p>	<p>港湾法施行規則第5条第2項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあつては、同項第2号から第4号まで及び同条第3項各号。10において同じ。）に掲げる書類（法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第1項の <u>規定による</u> 届出の特例の適用を受けようとする場合）</p>	〃
36	<p>様式第1 添付書類 10</p> <p>港湾法施行規則第5条第2項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの（法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第4項の届出の特例の適用を受けようとする場合）</p>	<p>港湾法施行規則第5条第2項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの（法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第4項の <u>規定による</u> 届出の特例の適用を受けようとする場合）</p>	〃
37	<p>様式第1 添付書類目次 備考</p> <p>1. 上記のほか、必要に応じて、法第7条第5項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める <u>書類として</u> 書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。</p>	<p>1. 上記のほか、必要に応じて、法第7条第5項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。</p>	〃
38	<p>（別表1） 1（2）（イ）注釈</p>	<p>（削除）</p>	〃

	(注) 二酸化炭素の回収・貯留 (CCS) を実施する場合にあっては、貯留サイトの確保状況についても記載すること。		
39	(別表1) 1 (1) 注釈 (注) ① 基本設計 (以下「FEED」という。) 期間、② 最終投資決定 (FID)、③ 設計・調達・工事 (以下「EPC」という。) 期間、④ 商業運転開始 (COD)、⑤ 助成金の交付を希望する低炭素水素等の供給期間、⑥ ⑤の期間が終了した日の翌日以降の低炭素水素等の供給期間について、明示すること。	(注) ① 基本設計 (FEED) 期間、② 最終投資決定 (FID)、③ 設計・調達・工事 (以下「EPC」という。) 期間、④ 商業運転開始 (COD)、⑤ 助成金の交付を希望する低炭素水素等の供給期間、⑥ ⑤の期間が終了した日の翌日以降の低炭素水素等の供給期間について、明示すること。	〃
40	(別表1) 1 (3) (イ) 注釈 (新設)	(注) 二酸化炭素の回収・貯留 (CCS) を実施する場合にあっては、貯留サイトの確保状況についても記載すること。	〃
41	(別表1) 1 (3) (ハ) 注釈 (注) 「1 (1) 低炭素水素等供給事業のスケジュール」に記載した低炭素水素の供給期間における1年当たりの低炭素水素の製造量について、明示すること。	(注) 「1 (1) 低炭素水素等供給事業のスケジュール」に記載した低炭素水素等の供給期間における1年当たりの低炭素水素等の製造量について、明示すること。	〃
42	(別表1) 1 (5) (新設)	(5) 低炭素水素等の貯蔵又は輸送における想定リスクとその対策 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> (注) 本欄は、低炭素水素等の供給に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあっては、記載する必要はない。	〃
43	(別表1) 1 (5) ~ (14) <u>(5)</u> 基準価格 <u>(6)</u> 低炭素水素等供給事業の事業収支 <u>(7)</u> 低炭素水素等供給事業に必要な資金の調達及び返済計画 <u>(8)</u> 低炭素水素等供給事業の用に供するEPCの実施体制	<u>(6)</u> 基準価格 <u>(7)</u> 低炭素水素等供給事業の事業収支 <u>(8)</u> 低炭素水素等供給事業に必要な資金の調達及び返済計画 <u>(9)</u> 低炭素水素等供給事業の用に供するEPCの実施体制	〃

	<p><u>(9)</u> 低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（製造技術・貯蔵技術・輸送技術）</p> <p><u>(10)</u> 関連する類似業務等の実績</p> <p><u>(11)</u> 安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み</p> <p><u>(12)</u> 事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し</p> <p><u>(13)</u> 事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制</p> <p><u>(14)</u> その他特記事項</p>	<p><u>(10)</u> 低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（製造技術・貯蔵技術・輸送技術）</p> <p><u>(11)</u> 関連する類似業務等の実績</p> <p><u>(12)</u> 安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み</p> <p><u>(13)</u> 事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し</p> <p><u>(14)</u> 事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制</p> <p><u>(15)</u> その他特記事項</p>	
44	<p>(別表1) (備考)</p> <p>2. 必要に応じて、法第7条第5項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める<u>書類</u>として書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。</p>	<p>2. 必要に応じて、法第7条第5項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。</p>	〃
	<p>(別表2) (備考)</p> <p>2. 必要に応じて、法第7条第5項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める<u>書類</u>として書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。</p>	<p>2. 必要に応じて、法第7条第5項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。</p>	〃
45	<p>(別表4) 別紙 2</p> <p><u>事業活動に伴い生ずることとなる</u>廃棄物の量の概計及び処理に関する計画</p>	<p>廃棄物の量の概計及び処理に関する計画</p>	〃
46	<p>(別表6)</p> <p>低炭素水素等を輸送する際に溶媒を利用する<u>際にはその溶媒</u></p>	<p>低炭素水素等を輸送する際に溶媒を利用する<u>場合によってはその溶媒</u></p>	〃
47	<p>様式第六 注釈</p> <p>(1) 法第11条第1項の規定の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第3条の4第1項各号に掲げる書類（第2条第2項各号に掲げる書類を除く。）のうち</p>	<p>(1) 法第11条第1項の規定の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第3条の4第1項各号</p> <p><u>(技術基準対象施設（港湾法第56条の2の2第1項に規定する技術基準対象施設をいう。)</u></p>	〃

	ち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもの	<u>以下同じ。）の建設又は改良を行わない場合にあっては、同令第3条の4第1項第4号）に掲げる書類（第2条第2項各号に掲げる書類を除く。）のうち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもの</u>	
48	様式第六 注釈 （2）法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第1項の届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第5条第2項各号（技術基準対象施設（ <u>港湾法第56条の2の2第1項に規定する技術基準対象施設をいう。</u> ）の建設又は改良を行おうとする場合にあつては、同令第5条第2項第2号から第4号まで及び同条第3項各号。 <u>(3)</u> において同じ。）	（2）法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第1項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第5条第2項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあつては、同項第2号から第4号まで及び同条第3項各号。 <u>(3)</u> において同じ。）	”
49	様式第六 注釈 （3）法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第4項の届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第5条第2項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの	（3）法第11条第2項の規定のうち港湾法第38条の2第4項の <u>規定による</u> 届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第5条第2項各号に掲げる書類のうち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもの	”
50	様式第六 別表1 施設の〔建設・改良〕の工事の開始及び完了の予定	施設の〔建設・改良〕の工事の開始及び完了の <u>予定期日</u>	”
51	様式第六 別表2 別紙1 備考 3. 輸送に関する計画欄には、貨物の輸送の方法等を記載すること。	3. <u>「輸送に関する計画」</u> の欄には、貨物の輸送の方法等を記載すること。	”
52	様式第六 別表2 別紙2 <u>事業活動に伴い生ずることとなる</u> 廃棄物の量の概計及び処理に関する計画	廃棄物の量の概計及び処理に関する計画	”
53	様式第六 別表3 備考 1. 法第11条第2項の規定の適用を受けようとする場合のみ記載すること。 2. 港湾法第38条の2第4項に該当する変更をしようとする場合のみ記載すること。	1. 港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。 2. 同法第38条の2第4項の規定による変更をしようとする場合のみ記載すること。	”

54	様式第十 2. 認定供給等事業者の名称 3. 変更後の認定供給等事業計画の概要	3. 認定供給等事業者の名称 4. 変更後の認定供給等事業計画の概要	”												
55	様式第十 (備考) 2. 「4. 認定供給等事業計画の概要」中、認定供給等事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを通知の対象として記載していない。	2. 「4. 変更後の 認定供給等事業計画の概要」中、認定供給等事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを通知の対象として記載していない。	”												
56	様式第十四 1. 認定取消しの日付 2. 認定を取り消した 低炭素水素等供給等事業計画認定番号 3. 認定を取り消した事業者の名称	1. 認定の取消しの日付 2. 低炭素水素等供給等事業計画認定番号 3. 認定を取り消された事業者の名称	”												
57	様式十七 2 <table border="1" data-bbox="167 958 805 1444"> <tr> <td colspan="2">水素等の種類：□水素 □アンモニア <input checked="" type="checkbox"/>合成メタン □合成燃料</td> </tr> <tr> <td>① 水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② ①の算定根拠 (数値算出の計算式や考え方、根拠となる数値や考え方、確認の方法を記載)</td> <td></td> </tr> </table>	水素等の種類：□水素 □アンモニア <input checked="" type="checkbox"/> 合成メタン □合成燃料		① 水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量		② ①の算定根拠 (数値算出の計算式や考え方、根拠となる数値や考え方、確認の方法を記載)		<table border="1" data-bbox="829 958 1436 1444"> <tr> <td colspan="2">水素等の種類：□水素 □アンモニア <input checked="" type="checkbox"/>合成燃料 □合成メタン</td> </tr> <tr> <td>① 水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② ①の算定根拠 (数値算出の計算式や考え方、根拠となる数値や考え方、確認の方法を記載)</td> <td></td> </tr> </table>	水素等の種類：□水素 □アンモニア <input checked="" type="checkbox"/> 合成燃料 □合成メタン		① 水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量		② ①の算定根拠 (数値算出の計算式や考え方、根拠となる数値や考え方、確認の方法を記載)		”
水素等の種類：□水素 □アンモニア <input checked="" type="checkbox"/> 合成メタン □合成燃料															
① 水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量															
② ①の算定根拠 (数値算出の計算式や考え方、根拠となる数値や考え方、確認の方法を記載)															
水素等の種類：□水素 □アンモニア <input checked="" type="checkbox"/> 合成燃料 □合成メタン															
① 水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量															
② ①の算定根拠 (数値算出の計算式や考え方、根拠となる数値や考え方、確認の方法を記載)															
58	様式十七 2 注釈 (注)「合成燃料」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則(令和6年経済産業省令第 号。以下「施行規則」という。) 第2条第2号に規定する液体をいう。	(注)「合成燃料」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則(令和6年経済産業省令第 号。以下「施行規則」という。)第2条第2号に規定する液体をいう。	”												
59	様式第十七 2 注釈 (注)「合成メタン」とは、施行規則第2条第3号に規定する 気体 をいう。以下同じ。	(注)「合成メタン」とは、施行規則第2条第3号に規定する メタン をいう。以下同じ。	”												